公立中学校における平和教育及び校外学習の

政治的中立性と安全確保を求める陳情

討論要旨　川村つよし議員

まず、本陳情でも触れられている、沖縄県名護市辺野古沖での校外学習中に発生した、高校生の痛ましい死亡事故に対し、深く哀悼の意を表します。

先日、報道番組において、本件の御遺族であるお姉様からのお手紙が紹介されていました。そこには、政治的な思想信条の枠組みを超え、ただ子供たちの安全に十分な配慮をした校外学習を行ってほしいという、切実な願いが綴られていました。

児童生徒の安全確保は、中学校のみならず小学校の校外学習においても当然の義務であり、学習指導要領にも厳格に規定されているところです。

児童生徒の安全確保は、学校教育における最優先事項であり、これは遠足や修学旅行といったすべての校外学習において当然の前提です。もし万が一にも事故が発生すれば、事前に十分な安全配慮やリスク管理がなされていたのかどうかが、厳しく問われることになります。

私は昨年、本市内の公立中学校において、大阪・関西万博への来場を計画している学校があることを知りました。当時、万博会場ではガス爆発事故をはじめとする安全上の懸念が強く指摘されておりました。実際に現地の内覧会の際、元消防士である守口市の寺本けんた市議が、持参したガス検知器によって、会場内から高濃度のメタンガスが検出される事態が発生しています。さらに深刻なことに、発見当時は現場近くにキッチンカーが配置され、コンセントの抜き差しや火気使用など、いつ大事故につながってもおかしくない極めて危険な状況であったにもかかわらず、博覧会協会の立ち入り規制などの初動対応は、安全管理体制の不備を疑わざるを得ない、極めて漫然としたものであったと記憶しております。もし一歩間違えれば、多くの人命が失われる大惨事となっていたことは想像に難くありません。このような情報を得た私は、即座に該当校の校長を訪問し情報提供を行いました。

当然のことながら、修学旅行先の選定や決定の権限は、各学校及び校長に帰属するものであり、議会としてはその主体性や判断を最大限に尊重する立場にあります。だからこそ、当時は市議会の公式な場で言及することは控えたものの、教育現場における安全対策の重要性については、一時も忘れてはならないと強く思いました。

安全対策の不備を指摘されながら、修学旅行や遠足など、子どもたちを動員することで、万博の来場者数の底上げを図ろうという思惑も感じられ、政府や大阪府博覧会協会など関係機関の、安全を軽視する対応に疑念を抱きました。

こうした一連の背景を踏まえて改めて本陳情を精査すると、そこには重大な矛盾と偏りが浮き彫りになります。陳情者は、小学校における安全配慮の重要性には一

切触れることなく、ことさら中学校にのみ照準を合わせ、平和教育の在り方について言及しています。児童生徒の安全を願う純粋な遺族の思いや、教育現場の取組を都合よく利用し、学校現場の平和教育そのものに対して圧力をかけようとする政治的意図が潜んでいると言わざるを得ません。

ここで、事故が発生した沖縄県名護市辺野古沖における基地建設の現状について、客観的な事実を確認しておく必要があります。沖縄県の公式ホームページの特設ページ等にも歴史的経過が詳述されていますが、世界一危険とされる普天間飛行場の返還・移転先として、辺野古沖への新基地建設には巨額の国費が投じられてきました。しかしながら、米国国防総省が公表した2027会計年度の予算関連資料において、「代替施設とは別に使用できる長い滑走路を日本政府が選定するまで、普天間基地は返還されない」との見解が再び明記されていたことが明らかになりました。つまり、辺野古に新基地が完成したとしても、普天間飛行場が返還されない可能性をアメリカ側が公式に示唆しているのです。これでは、何のための基地建設なのか、その根拠自体が根底から破綻していると言わざるを得ません。

このように、国策の論理が破綻し、政治的に行き詰まっている状況下において、その矛盾から目を背け、教育現場における平和教育を標的にして制限を加えようとする本陳情の姿勢は、断じて容認できるものではありません。学校の裁量権を侵害し、不当な政治的圧力を生み出しかねない本陳情に対し、断固として反対の意志を表明します。

さらに、本陳情の項目に掲げられた「教育基本法第14条の趣旨に沿い」という文言についても、重大な懸念を表明せざるを得ません。そもそも、何をもって「政治的活動」とするかは客観的な一線を画すことが極めて困難な領域であり、同条はあくまで教育者自らが身を律するための規範として解釈されるべきものです。もし本陳情が可決されれば、学校や校長、ひいては教育現場全体に対し、実質的な教育内容への圧力をかけることになります。これは、教育に対する「不当な支配」を禁じた、教育基本法第16条第1項に抵触するとの指摘を免れません。

教育基本法が制定された当時の帝国議会における審議において、「不当な支配の主体とは何か」との問いに対し、当時の文部省は「政治家や官僚」であると明確に答弁し、目指すべきは「教育権の独立」であると言及しています。戦前・戦中における学校教育が国策に利用され、多大な犠牲を生んだことへの深い反省から出発した我が国の民主教育において、「教育権の独立」は極めて重い意味を持つ言葉です。

この第16条第1項が定める「不当な支配に服することなく」という規定の根底にあるのは、日本国憲法第23条が保障する「学問の自由」に他なりません。「学問の自由」が担保されてこそ、いかなる不当な支配も許されず、教育権の独立が守られるのです。

教育基本法第１条は、その目的に「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成を掲げています。私たちが平和や政治を学ぶ真の目的は、この平和で民主的な社会の担い手たる市民を育てることにあります。そこには、現実の政治に対する客観

的な批判や多角的な視点が含まれるのは当然の帰結です。しかし、時に権力はその批判を封じ込めるために「政治的中立性」という言葉を都合よく持ち出します。

　かつての歴史を繰り返さず、自らの行為によって再び戦争を起こさない社会を維持するためには、主権者たる市民が権力を適切に制御する知性を養わねばなりません。教育現場はまさにそのための場です。

　よって、教育への不当な政治介入を決して許さないという立場から、本陳情に対し断固として反対の意思を表明し、反対討論といたします。